東京消防庁における特定光庭の取扱いについて

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号)に係る特定光庭の取扱いについて疑義が生じていることから、当庁における扱いについて情報提供いたします。

特定光庭に係る疑義とその扱い

No.	疑義	扱い
1	「特定光庭は、次の各号に掲げる基準に	図1のような開放性の高い形態のものを
	適合しない光庭をいう」とされ、検討対象	除き、図2の例のように一部が開放されて
	とする光庭として、「周囲の一部分が部分的	いる光庭を検討対象とする。
	に開放されていても、同程度の閉鎖性を有	
	すると認められる場合」も含まれる(18	
	8号通知第2第1項)が、具体的にどのよ	
	うな形態を特定光庭であるか否かの検討対	
	象とするのか。	
		図1 開放性の高い空間の例
		,,
		光庭。
		70,00
		光庭
		米 克
		光庭

		光庭
		図2 一部が開放されている光庭の例
2	光庭を有する特定共同住宅等にあって	全ての光庭について、位置・構造告示第
	は、全ての光庭について特定光庭であるか	4 第 1 号の規定に基づき判断する必要があ
	否かを計算により確認する必要があるの	る。
	カゝ。	ただし、位置・構造告示第4第1号(2)ロ
		の計算方法として188号通知第2第8項
		(2)及び(3)に示される式は、側面の全周が閉
		鎖された光庭を想定したものである。開放
		されている部分の合計長さが光庭の周長の
		1/4以上である光庭については、当該光
		庭の開放性による巻き込み空気量の増加に
		伴う煙の温度(濃度)の減少・拡散効果が
		あることから、消令第32条又は条例第4
		7条の規定を適用して、位置・構造告示第
		4 第 1 号(2)口の検討を不要とする。

凡例

位置・構造告示

特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件(平成17年3月消防庁告示第2号)

188号通知

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の 用に供する設備等に関する省令等の運用について(平成17年8月 12日消防予第188号消防庁予防課長通知) (参考1) 特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件(平成17年3月25日消防庁告 示第2号)

第1 (略)

第2 用語の意義

(略)

- 6 光庭 主として採光又は通風のために設けられる空間であって、その周囲を特定共同住 宅等の壁その他これに類するものによって囲まれ、かつ、その上部が吹抜きとなっている ものをいう。
- 7 避難光庭 光庭のうち、火災時の避難経路として使用することができる廊下又は階段室 等が、当該光庭に面して設けられているものいう。
- 8 特定光庭 光庭のうち、第4第1号に定めるところにより、当該光庭を介して他の住戸 等へ延焼する危険性が高いものであることについて確かめられたものをいう。

第3 (略)

- 第4 特定光庭の基準等
 - 1 特定光庭は、次の各号に掲げる基準に適合しない光庭をいうものとする。
 - (1) 光庭に面する一の住戸等で火災が発生した場合において、当該火災が発生した住戸等 (以下「火災住戸等」という。)のすべての開口部から噴出する火炎等の輻射熱により、 当該火災住戸等以外の住戸等の光庭に面する開口部が受ける熱量が10キロワット毎兵 法メートル未満であること。
 - (2) 光庭が避難光庭に該当する場合においては、当該避難光庭は、次に定めるところによるものであること。
 - イ 火災住戸等(避難光庭に面するものに限る。以下同じ。)のすべての開口部から噴出する火炎等の輻射熱により当該避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける熱量が3キロワット毎平方メートル未満であること。
 - ロ 避難光庭にあっては次に定めるところによること。
 - (イ) 避難光庭の高さを当該避難光庭の幅で除した値が2.5未満であること。
 - (p) (イ)により求めた値が2.5以上の場合にあっては、火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の温度が4ケルビン以上上昇しないこと。

2 (略)

(参考2) 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備 等に関する省令等の運用について(平成17年8月12日消防予第188号消防庁 予防課長通知)

本文及び第1 (略)

- 第2 特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件(平成17年消防庁告示第2号。以下「位置・構造告示」という。)について
 - 1 光庭について

位置・構造告示第2第6号の光庭は、「その周囲を特定共同住宅棟の壁その他これに類するものにより囲まれ」ていることを要件としているが、その周囲の一部分が部分的に開放されていても、同程度の閉鎖性を有すると認められる場合にあっては、光庭として扱うものとすること。

(以下略)